

久喜市議会

平成29年11月定例会追加議案

議 案 目 録

議案第 86 号	平成 29 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号） について	1
議案第 87 号	平成 29 年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第 2 号）について	2
議案第 88 号	平成 29 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 3 号）について	3
議案第 89 号	平成 29 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 2 号）について	4
議案第 90 号	平成 29 年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 2 号）について	5
議案第 91 号	平成 29 年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 2 号）について	6
議案第 92 号	平成 29 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	7
議案第 93 号	平成 29 年度久喜市下水道事業会計補正予算 （第 2 号）について	8
議案第 94 号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例等の一部を改正する条例	9
議案第 95 号	久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜 市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関す る条例の一部を改正する条例	11

議案第 86 号

平成 29 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

平成 29 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 20 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 87 号

平成 29 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 29 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 20 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 88 号

平成 29 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

平成29年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 20 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 89 号

平成 29 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 29 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 20 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第90号

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月20日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第91号

平成29年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

平成29年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月20日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第92号

平成29年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）について

平成29年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月20日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第93号

平成29年度久喜市下水道事業会計補正予算（第2号）について

平成29年度久喜市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月20日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第94号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「においては100分の207.5」を「には100分の212.5」に、「においては100分の232.5」を「には100分の227.5」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「においては100分の207.5」を「には100分の212.5」に、「においては100分の232.5」を「には100分の227.5」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第6条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「においては100分の207.5」を「には100分の212.5」に、「においては100分の232.5」を「には100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する

る条例(以下これらを「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正前の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成29年12月20日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合の改正等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第95号

久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜市任期付市費負担教職員の
任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一
部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の85」を「、6月に支給する場合には100分の
85、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」
を「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の
45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	142,600	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	196,300	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	198,100	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	199,700	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400

38	201,500	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	203,300	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	205,100	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	206,800	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	208,600	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	210,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	212,200	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	213,600	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	215,400	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	468,600
47	217,100	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	469,000
48	218,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	469,400
49	220,600	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	469,700
50	222,300	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	470,100
51	223,900	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	470,500
52	225,500	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	470,900
53	227,000	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	471,200
54	228,700	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	471,600
55	230,300	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	472,000
56	231,900	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	472,400
57	233,100	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	472,700
58	234,600	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	473,100
59	236,000	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	473,500
60	237,300	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	473,900
61	238,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	474,200
62	239,800	325,300	364,800	381,300	403,700	444,900	474,600
63	240,800	326,100	365,500	381,900	404,000	445,200	475,000
64	242,000	326,900	366,200	382,500	404,300	445,500	475,400
65	243,300	327,800	366,500	382,900	404,600	445,800	475,700
66	244,500	328,200	367,200	383,500	404,900	446,200	476,100
67	245,700	328,900	367,900	384,100	405,200	446,500	476,500
68	247,000	329,700	368,600	384,700	405,500	446,800	476,900
69	247,900	330,500	368,900	385,100	405,700	447,100	477,200
70	249,300	331,200	369,500	385,600	406,000	447,500	
71	250,700	331,900	370,200	386,100	406,300	447,800	
72	252,200	332,600	370,800	386,700	406,600	448,100	
73	253,600	333,100	371,100	387,000	406,800	448,400	
74	255,000	333,700	371,700	387,400	407,100	448,800	
75	256,400	334,200	372,400	387,800	407,400	449,100	
76	257,700	334,800	373,000	388,200	407,600	449,400	
77	258,900	335,100	373,400	388,500	407,800	449,700	
78	260,200	335,600	373,900	388,800	408,100	450,100	
79	261,600	336,000	374,500	389,100	408,400	450,400	
80	262,900	336,500	375,000	389,400	408,600	450,700	
81	264,100	336,900	375,500	389,600	408,800	451,000	

82	265,200	337,400	376,100	389,900	409,100	451,400	
83	266,500	337,900	376,600	390,200	409,400	451,700	
84	267,800	338,400	376,900	390,400	409,600	452,000	
85	268,800	338,700	377,300	390,600	409,800	452,300	
86	269,900	339,100	377,800	390,900	410,100	452,700	
87	271,200	339,600	378,200	391,200	410,400	453,000	
88	272,500	340,000	378,600	391,400	410,600	453,300	
89	273,500	340,300	379,000	391,600	410,800	453,600	
90	274,500	340,700	379,500	391,900	411,100	454,000	
91	275,400	341,200	379,900	392,200	411,400	454,300	
92	276,500	341,600	380,300	392,400	411,600	454,600	
93	277,600	341,800	380,600	392,600	411,800	454,900	
94	278,600	342,200	381,000	392,900	412,100		
95	279,500	342,700	381,400	393,200	412,400		
96	280,500	343,100	381,700	393,400	412,600		
97	281,100	343,200	382,100	393,600	412,800		
98	282,000	343,700	382,500	393,900	413,100		
99	282,700	344,100	382,900	394,200	413,400		
100	283,600	344,400	383,200	394,400	413,600		
101	284,600	344,700	383,600	394,600	413,800		
102	285,400	345,100	384,000	394,900	414,100		
103	286,200	345,500	384,400	395,200	414,400		
104	287,000	345,900	384,700	395,400	414,600		
105	287,800	346,400	385,100	395,600	414,800		
106	288,300	346,800	385,500	395,900	415,100		
107	288,700	347,200	385,900	396,200	415,400		
108	289,200	347,600	386,200	396,400	415,600		
109	289,300	348,100	386,600	396,600	415,800		
110	289,700	348,500	387,000	396,900	416,100		
111	289,900	348,800	387,400	397,200	416,400		
112	290,300	349,100	387,700	397,400	416,600		
113	290,500	349,600	388,100	397,600	416,800		
114	290,700	350,000	388,500	397,900	417,100		
115	291,100	350,400	388,900	398,200	417,400		
116	291,400	350,800	389,200	398,400	417,600		
117	291,700	351,100	389,600	398,600	417,800		
118	292,000	351,500	390,000	398,900	418,100		
119	292,300	351,900	390,400	399,200	418,400		
120	292,700	352,300	390,700	399,400	418,600		
121	293,000	352,600	391,100	399,600	418,800		
122	293,400	353,000	391,500		419,100		
123	293,700	353,400	391,900		419,400		
124	294,100	353,800	392,200		419,600		
125	294,200	354,100	392,600		419,800		

126	294,400	354,500	393,000		420,100		
127	294,800	354,900	393,400		420,400		
128	295,200	355,300	393,700		420,600		
129	295,400	355,600	394,100		420,800		
130	295,700	356,000			421,100		
131	296,100	356,400			421,400		
132	296,500	356,800			421,600		
133	296,700	357,100			421,800		
134		357,500					
135		357,900					
136		358,300					
137		358,600					
138		359,000					
139		359,400					
140		359,800					
141		360,100					
142		360,500					
143		360,900					
144		361,300					
145		361,600					
146		362,000					
147		362,400					
148		362,800					
149		363,100					
150		363,500					
151		363,900					
152		364,300					
153		364,600					
154		365,000					
155		365,400					
156		365,800					
157		366,100					
158		366,500					
159		366,900					
160		367,300					
161		367,600					
162		368,000					
163		368,400					
164		368,800					
165		369,100					
166		369,500					
167		369,900					
168		370,300					
169		370,600					

170		371,000						
171		371,400						
172		371,800						
173		372,100						
174		372,500						
175		372,900						
176		373,300						
177		373,600						
178		374,000						
179		374,400						
180		374,800						
181		375,100						
182		375,500						
183		375,900						
184		376,300						
185		376,600						
186		377,000						
187		377,400						
188		377,800						
189		378,100						
190		378,500						
191		378,900						
192		379,300						
193		379,600						
再任用職員		214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

第2条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第1項中「及び第17条の6」を「及び第17条の6第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第17条の7第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(平成24年久喜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額(円)
1	200,600
2	202,300
3	204,000
4	205,700
5	207,500
6	209,200
7	210,900
8	212,500
9	214,300
10	216,200
11	218,100
12	220,000
13	221,700
14	223,700
15	225,700
16	227,700
17	229,600
18	232,300
19	235,000
20	237,700
21	240,300
22	243,100
23	245,700
24	248,400
25	250,900
26	253,400
27	255,900
28	258,200
29	260,900
30	263,300
31	265,500
32	267,700
33	269,800
34	272,000
35	274,200
36	276,200
37	278,500
38	280,500
39	282,400

40	284,400
41	286,200
42	288,600
43	290,900
44	293,400
45	295,500
46	298,000
47	300,300
48	303,000
49	305,400
50	307,800
51	310,300
52	312,600
53	314,900
54	317,100
55	319,200
56	321,400
57	323,500
58	325,600
59	327,700
60	329,700
61	331,800
62	333,900
63	336,100
64	338,300
65	340,100
66	342,300
67	344,300
68	346,500
69	348,300
70	350,200
71	352,300
72	354,300
73	355,900
74	357,800
75	359,600
76	361,500
77	363,400
78	365,100
79	366,800
80	368,400
81	369,900
82	371,400
83	372,900

84	374,300
85	375,400
86	376,800
87	378,200
88	379,500
89	380,800
90	382,100
91	383,300
92	384,600
93	385,900
94	387,000
95	388,300
96	389,500
97	390,900
98	391,900
99	393,000
100	394,000
101	394,900
102	395,900
103	397,000
104	398,100
105	398,800
106	399,700
107	400,600
108	401,500
109	402,300
110	403,200
111	404,000
112	404,800
113	405,400
114	406,100
115	406,800
116	407,500
117	408,100
118	408,600
119	409,000
120	409,400
121	409,800
122	410,100
123	410,400
124	410,600
125	410,800
126	411,100
127	411,400

128	411,600
129	411,800
130	412,100
131	412,400
132	412,600
133	412,800
134	413,100
135	413,400
136	413,600
137	413,800
138	414,100
139	414,400
140	414,600
141	414,800
142	415,100
143	415,400
144	415,600
145	415,800
146	416,100
147	416,400
148	416,600
149	416,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。)別表第1の規定は平成29年4月1日(以下「適用日」という。)から、第17条の7第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(以下「改正後の任期付市費負担教職員の給与条例」という。)別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び市長の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(市規則への委任)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

平成29年12月20日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員等の給与の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。